

高等学校学習指導要領の実施に向けて（1）

－高等学校の主な改善事項と移行措置への対応－

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室 教科調査官
国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官

池守 滋

1. はじめに

平成21年3月9日に高等学校学習指導要領の改訂告示が公示された。小・中学校においては、既に昨年度から新しい学習指導要領の一部が先行実施されている。新しい学習指導要領では、小・中・高等学校を通じた改訂の考え方として、

- ① 教育基本法等で明確にされた教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成する
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する
- ③ 道徳教育や体育等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する

という3つの基本的な考え方に基づいて改訂されていることは、ご承知の通りである。各高等学校においても、新学習指導要領の趣旨や内容について教員間の共通理解を図り、小・中・高等学校における教育活動全体を通じて新学習指導要領の趣旨が実現できるよう、指導の一層の充実を図っていくことが重要である。このため、文部科学省では、平成21年7・8月には東西2カ所において、全国の都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会などの高校代表者への説明会が開催された。各都道府県・政令指定都市では、これを受け、管下の教職員へ趣旨の周知徹底のための説明会が行われた。各学校におかれては、新学習指導要領の円滑な実施に向けた準備を進めていただきたい。移行措置では、平成22年度から、教科書に準備の必要のない総則、総合的な学習の時間、特別活動については実施することとされている。また、数学と

理科については、小学校・中学校において平成21年度から一部先行実施されていることに伴い、平成24年度入学生から学年進行による実施とされ、それ以外の教科は平成25年度から学年進行で全面实施とされている（各学校の判断により、専門教科（福祉）については平成21年度から、保健体育、芸術、専門教科（体育、音楽、美術）については平成22年度から新学習指導要領による指導を行うことも可能である）。各学校においては、新学習指導要領の実施に向けてさまざまな準備をさせていただいているところだと思われるが、今回公表した新学習指導要領の解説等を活用しながら新しい指導内容について研究を進め、創意工夫ある教育活動を展開していただくことを期待している。

2. 高等学校学習指導要領の主な改善事項

1) 共通性と多様性の確保を図った教育課程の基本的枠組み

現在の高等学校では、中学校卒業者の97.8%が進学し、生徒の興味・関心も多様であり、進路等も様々である。このため、高等学校の教育課程の枠組みについては、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」とのバランスに配慮して改善を図った。例えば、卒業までに74単位以上を修得させること、全日制の週当たりの授業時数の標準を30単位時間とすることは、現行と同様として共通性を確保しながら、後者については標準を超えてもよいことを明確にして多様性も確保している。

2) 各教科の必履修教科・科目について

必履修教科・科目については、現行では各教科の中で複数科目から選択して履修する仕組み（選択必履修科目）となっていたが、学習の基盤である国語、数学、外国語については、それぞれ「国語総合」「数学Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅰ」をすべての高校生が共通して履修する科目（共通必履修科目）とした。ただし、卒業までに最低限履修しなければならない単位数が増加しないよう、各共通必履修科目は2単位まで単位を減ずることを可能としている。一方、地理歴史、公民、理科、芸術、家庭、情報科では、現行どおり選択必履修科目を置いている。

地理歴史科では、中学校で日本の歴史を学習していること等を踏まえ、現行から引き続き世界史を必履修としつつ、日本史や地理との関連を一層重視するなどの見直しを図っている。

また、理科については、現行では「理科基礎」「理科総合A」「理科総合B」という総合的な科目を最低1科目含み、併せて2科目以上を選択履修することとされているが、今回の改訂では履修の柔軟性を高めるため、「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」から3科目を選択履修すれば総合的な科目である「科学と人間生活」を履修しないことも可能とした。

総合的な学習の時間については、現行と同様に3～6単位を標準（現行では105～210単位時間を標準）としているが、特に必要がある場合には2単位にできるとしている。この点については、平成21年3月9日付け文部科学事務次官通知において、「今回の改訂では各教科・科目において知識・技能の活用を図る学習活動の充実が図られることを踏まえ、各学校の教育課程の中で各教科及び当該教科に属する科目（学校設定科目及び学校設定教科を含む。）において知識・技能の活用を図る学習活動や探究的な学習活動等の充実が十分に図られている場合な

ど、総合的な学習の時間を標準単位数で実施したときと同様にその目標が達成できると見込まれる場合に限り認められるものである」とされていることに留意が必要である。

3) 義務教育段階での確実な定着を図るよう配慮

今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じて必要な場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るよう配慮することを明示している。具体的には、例えば、

- ① 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。
- ② 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の限度を超えて増加して配当すること。
- ③ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

などの手法を、実態に応じて実施することを促している。義務教育段階での学習が不十分な生徒たちに対して、こうした取り組みを通じて義務教育段階での学習内容の確実な定着を図った上で、高等学校を卒業するまでに必履修科目の内容を修得できるよう、指導計画の作成に当たって配慮することが重要である。

4) 教育内容の主な改善事項

今回の改訂においては、教育内容について主として次のような改善を行った。

① 言語活動の充実

言語は、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤であることから、国語科において適切に表現し的確に理解する能力や伝え合う力を育成し、我が国の言語文化への関心を深めるとともに、各教科等における批評、論述、討論などの学習活動を充実するよう図った。

② 理数教育の充実

科学技術の土台である理数教育の充実を図るため、近年の新しい科学的知見に関する内容を充実するとともに、数学科において統計に関する内容を必修化したり、指導内容と日常生活や社会との関連を重視する科目を新設したりするなどの改善を図った。

③ 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実させた。具体的には、国語科での古典、地理歴史科及び公民科での歴史や宗教に関する学習、保健体育科での武道、芸術科での伝統音楽や我が国の美術文化などに関する指導を充実させた。

④ 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、全教師が協力して効果的に展開できるようにするため、その全体計画を作成することとした。また、公民科、特別活動などにおいて、人間としての在り方生き方に関する学習を充実させた。

⑤ 体験活動の充実

ボランティア活動などの社会奉仕体験に関する活動や就業体験に関する活動の充実を図った。また、職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることを明記した。

⑥ 外国語教育の充実

外国語科に属する科目のうち「コミュニケーション英語Ⅱ及びⅢ」において、指導する語数の充実を図り、これらの科目を履修した場合には、「コミュニケーション英語Ⅰ」と合わせて高等学校で1800語（中学校で学習する語と合わせて3000語）を学習することとした。

また、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場

面とするため、授業は英語で行うことを基本とすることとした。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとした。

⑦ 職業に関する教科・科目の改善

職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、地域産業を担う人材の育成等、各種産業で求められる知識と技術、資質を育成する観点から科目の構成や内容を改善した。

このほか、体育、食育、安全教育の充実や、環境、消費者に関する教育の充実を図るとともに、情報の活用、情報モラルなどの情報教育の充実などを図った。

5) その他の改善事項

授業日や授業時数の取り扱いに関しては、中学校と同様に、次の点を明示するなどの改善を図った。

① 各教科・科目の授業を年間35週行う例外として特定の期間に授業を行える場合の中には、夏季休業日等に授業日を設定する場合は含まれる。

② 10分程度の短い時間を単位として各教科・科目等の指導を行う場合に、当該教科を担当する教師が指導内容の決定や成果の把握と活用等に責任をもって行う体制が整備されていれば、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含められる。

③ 総合的な学習の時間における学習により、特別活動の学校行事の実施と同様の成果が期待できる場合は、総合的な学習の時間の学習活動をもって相当する特別活動の学校行事の実施に替えることができる。

また、部活動の意義や配慮事項についても明示するとともに、障害のある生徒への配慮についても中学校と同様に充実を図った。

3. 新教育課程への実施に向けて

1) 平成22年度における取り組み

各学校におかれては、平成22年度は、前年度

より新学習指導要領の周知のための取り組みが進められてきたことを受け、一層校内的に進めるとともに、総則、総合的な学習の時間、特別活動の実施に取り組む必要がある。総則については、申すまでもなく、学習指導要領の一番最初に記載されている事項であり、高等学校教育全体にかかわる内容である。第1款の教育課程の一般方針に掲げられた、「基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成」「主体的な学習態度の育成」を重点課題として位置付け、適切な教育課程を編成し、これらに掲げる目標を達成するようにし、言語活動の充実と家庭との連携を図るようにしなければならないとされている。専門学科の教育課程の編成については、学科の特色を十分考慮するとともに、産業の動向等に柔軟に対応できるよう、専門性の基礎・基本の教育に重点を置くとともに、実際の、体験的学習を重視し、産業界等との連携をより一層深めることが必要である。特に学校全体として、先に掲げた3つの重点課題は、学校教育法で明示された学力であるとともに、新学習指導要領での「学力観」を示すものである。各学校として各教科・各科目の指導計画に具体的な指導事項として、3つの学力を確実に身に付けるよう計画し指導することが求められている。

2) 道徳教育

新しく道徳教育について、総則の第5款の教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項に明示した。全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを求めている。人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通して各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施する

ものである。今回の改訂において、工業科の目標に「工業の意義や役割を理解させるとともに、工業に関する広い視野と倫理観をもって工業の発展を図る」と示し、工業教育を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮した。各学校においては、学校・学科の特色や実態または課題などを整理・分類し、学校における教育活動全体を通じて、道徳性や規範意識を培うよう具体的な計画をする必要がある。

3) 総合的な学習の時間

「総合的な学習の時間」に関しては、従前の総時間数から単位数の規定となった。また、「総合的な学習の時間」の目標、内容等については、今回の改訂において、『探究活動』『他者と協同的に取り組む態度』『言語による分析』『まとめたり表現したりする』活動等が重視されている。これらの内容を解説等からよく読み込むとともに、各学校において実践されてきた内容を整理し、改善・充実に努めることが大切である。特に、工業の専門科目「課題研究」により「総合的な学習の時間」を代替する教育課程を編成している学校が多いと思われる。そこで、従来通りでなく、新学習指導要領により、重視された「総合的な学習の時間」の新しい内容を盛り込むことが、代替するための必要条件であることから、学習内容や指導方法等の見直しを図る必要があることを確認願いたい。

4) 特別活動

特別活動については、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標が改めて明記された。各学校では、学校全体の行事計画や年間指導計画を作成する際には、これらの目標が達成されるよう配慮することが大切である。

(次号へ続く)